

名古屋市公報

平成17年12月14日号

第636号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 発行所 名古屋市役所
 電話 [052] 972-2246
 編集兼 名古屋市総務局
 発行人 行政システム部法制課長

目

次

ページ

規

則

- 名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則
 (財政・主税課) (第194号) 4
- 名古屋市民会館条例施行細則の一部を改正する規則
 (市経・文化振興室) (第195号) 6
- 名古屋市芸術創造センター条例施行細則の一部を改正する規則
 (市経・文化振興室) (第196号) 16
- 名古屋市民ギャラリー条例施行細則の一部を改正する規則
 (市経・文化振興室) (第197号) 28
- 名古屋市音楽プラザ条例施行細則の一部を改正する規則
 (市経・文化振興室) (第198号) 30

告

示

- 名古屋農業振興地域整備計画の変更案について
 (緑土・農政課) (第649号) 32
- 建築協定の認可
 (住都・建築指導課) (第650号) 33
- 市税の電子申告
 (財政・主税課) (第651号) 34
- 名古屋都市計画生産緑地地区の変更
 (住都・都市計画課) (第652号) 35
- 介護保険指定特別給付事業者の指定
 (健福・介護保険課) (第653号) 36

選挙管理委員会告示

- 各種直接請求等に必要な数について (第47号) 37

交通局管理規程

- カード乗車券取扱規程の一部改正 (第41号) 38

公

告

- 一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告
 (住都・建築指導課) 39
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告
 (市経・地域商業課) 40
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告
 (市経・地域商業課) 41

雜

報

- 職員の懲戒処分 (交通・人事課) 43

規則のあらまし

○ 名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則（第194号）

1 改正内容

平成18年1月から、法人等の市民税及び償却資産に係る固定資産税について電子申告の受付を開始することに伴い、規定を整備します。

2 施行期日

平成18年1月16日から施行します。

○ 名古屋市民会館条例施行細則の一部を改正する規則（第195号）

1 改正内容

(1) 名古屋市民会館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、指定管理者の指定の手続等に関する事項その他必要な事項を定めるものです。
(第12条、第14条から第25条及び第3号様式関係)

(2) 名古屋市民会館の使用料を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に規定する利用料金に改めることに伴い、規定を整理します。（第1条、第4条から第6条、第8条及び別表関係）

(3) その他規定の整備を行います。（第2条及び第26条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成18年4月1日から施行します。

○ 名古屋市芸術創造センター条例施行細則の一部を改正する規則（第196号）

1 改正内容

(1) 名古屋市芸術創造センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い、指定管理者の指定の手続等に関する事項その他必要な事項を定めるものです。（第14条、第16条から第27条及び第3号様式関係）

(2) 名古屋市芸術創造センターの使用料を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に規定する利用料金に改めることに伴い、規

定を整理します。（第1条、第5条、第9条、第10条、別表及び第2号様式関係）

（3）その他規定の整備を行います。（第2条、第3条、第6条、第8条及び第28条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成18年4月1日から施行します。

○ 名古屋市民ギャラリー条例施行細則の一部を改正する規則（第197号）

1 改正内容

（1）名古屋市民ギャラリーの管理を指定管理者に行わせることに伴い、規定の整備を行います。（第1条、第2条及び第27条関係）

（2）名古屋市民ギャラリーの使用料を減免することができる場合を改めます。（第8条関係）

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

○ 名古屋市音楽プラザ条例施行細則の一部を改正する規則（第198号）

1 改正内容

（1）名古屋市音楽プラザの管理を指定管理者に行わせることに伴い、規定の整備を行います。（第1条、第2条及び第28条関係）

（2）名古屋市音楽プラザの使用料を減免することができる場合を改めます。（第9条関係）

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月 5 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 194 号

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の5を第3条の6とし、第3条の4を第3条の5とし、第3条の3を第3条の4とし、第3条の2の次に次の1条を加える。

（電子申告）

第3条の3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して市税（法人等の市民税及び償却資産に係る固定資産税に限る。）の申告（条例第19条第7項に規定する申告を除く。）を行う者は、市長の指定する者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、当該申告を行わなければならない。

附 則

この規則は、平成18年1月16日から施行する。

名古屋市民会館条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月 6 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 195 号

名古屋市民会館条例施行細則の一部を改正する規則

第1条 名古屋市民会館条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第15条を第27条とする。

第14条第1号ただし書中「前条第1項ただし書」を「第13条第1項ただし書」に改め、同条を第26条とし、第13条の次に次の12条を加える。

（指定管理者の公募）

第14条 条例第12条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

（1）施設の概要

（2）指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲

（3）指定管理者の指定の予定期間

（4）選定に参加する者に必要な資格

- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第15条 条例第12条第2項の規定による会館の指定管理者の指定の申請は、名古屋市民会館指定管理者指定申請書（第3号様式）によって行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 会館の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第16条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、名古屋市民会館指定管理者選定委員会を開催するものとする。

(指定等の告示)

第17条 条例第12条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第12条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者の指定を取り消した日
- (協定の締結)

第18条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、会館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的な内容
 - (2) 会館の管理費用として、本市が支払う金額
 - (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
 - (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
 - (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
 - (6) 会館の使用者の苦情解決の措置の概要
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) その他市長が必要と認める事項
- (事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度4月30日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 会館の利用状況
- (3) 会館の管理経費等の収支状況
- (4) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(名古屋市民会館指定管理者選定委員会)

第20条 会館の管理を指定管理者に行わせるに当たって、指定管理者の選定に公平性及び透明性を確保するため、名古屋市民会館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第21条 選定委員会は、事業計画書の内容の審査に關することその他市長が必要と認める事項について調査審議する。

(構成)

第22条 選定委員会に会長、委員及び第24条に規定する指定管理者選定委員を置く。

- 2 会長は、市民経済局理事（文化・地域振興・人権）とする。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 委員は、会長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

(会議)

第23条 会長は、必要的都度、選定委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に参加させることができる。

(指定管理者選定委員)

第24条 法第174条第1項の規定により、指定管理者の選定について、市長に必要な助言をする指定管理者選定委員（以下「選定委員」という。）若干人を置く。

- 2 選定委員は、民間経営若しくは公の施設の管理について識見のある者又は文化活動を行う者のうちから市長が選任する。

(庶務)

第25条 選定委員会の庶務は、市民経済局文化観光部文化振興室において処理する。

第27条の次に次の1条を加える。

(委任)

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式

名古屋市民会館指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

印

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

申 請 者	フ リ ガ ナ 称				
	所 在 地	電話番号() -			
	代 表 者	フ リ ガ ナ 氏 名		職 名	
	住 所	電話番号() -			
	種 別	<input type="checkbox"/> 法人(種類) <input type="checkbox"/> 法人以外の団体			
併せて提出する書類	1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの 4 その他()				
備 考					

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第2条 名古屋市民会館条例施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく名古屋市民会館（以下「会館」という。）の使用料の徴収事務の委託」を削る。

第2条第1項中「会館」を「名古屋市民会館（以下「会館」という。）」に改める。

第4条を削る。

第4条の2（見出しを含む。）中「使用料の額」を「利用料金の基準額」に改め、同条を第4条とする。

第5条を次のように改める。

（駐車場の使用）

第5条 駐車場を使用する者は、駐車場の使用を終わった際に駐車時間に応する利用料金を納付しなければならない。

第5条の2を削る。

第6条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第6条 条例第4条の2の規定による利用料金の減免は、申請に基づいて行うものとし、同条の規則で定める事由及び減免することができる額は、次に掲げるとおりとする。

（1）市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）の学校教育活動の一環として学生、生徒、児童及び幼児が芸術文化行事を行うために使用するとき、学校が学生、生徒、児童及び幼児のための芸術文化行事を行うために使用するとき並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所が幼児等のための芸術文化行事を行うために使用するとき。 ホールの利用料金の額の5分の1相当の額

（2）市及び財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団の主催する行事で市長が芸術文化の向上のため特に有益と認めるものに使用するとき。 ホールの利用料金の額の2分の1相当の額

（3）次に掲げる手帳の交付を受けている者が乗車している自動車（普通自

動車に限る。) を駐車場に駐車させる場合であって、当該手帳を係員に提示したとき。 駐車場の利用料金の全額

ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第4条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号) 第2条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ 市長の発行する愛護手帳 (これに類するものを含む。)

(4) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき。 その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

(5) その他市長が定める特別の事由があるとき。 市長が定める額
第8条を次のように改める。

(利用料金の還付)

第8条 条例第5条ただし書の規則で定める事由及び還付することができる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用の許可を受けた者 (以下「使用者」という。) の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき。 利用料金の全額

(2) 使用者が許可を受けた使用の日 (2日以上にわたって引き続き使用するときは、その最初の日) の前14日までに使用の許可の取消しを申し出たとき。 利用料金の額の2分の1相当の額

(3) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき。 その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、使用許可書及び利用料金の領収書の写しを添えて、指定管理者に申請しなければならない。

第12条中「本市職員又は使用者」を「この規則に違反し、又は指定管理者若しくはその管理する会館の管理の業務に従事している者」に改める。

第26条及び第27条を削り、第28条を第26条とする。

別表設備の分類の項中「使用料の額」を「利用料金の基準額」に改め、同表音響設備の項中

「

レコードプレーヤー	1台	1,300	1,300			
テープレコーダー	1台	1,300	1,300			

を

」

「

録音再生装置	1台	1,300	1,300			
--------	----	-------	-------	--	--	--

に

」

改め、同表映写設備の項中

「

映写機	1式		7,800			スクリーン付
-----	----	--	-------	--	--	--------

を

」

「

映写機	1式	7,800	7,800			スクリーン付
-----	----	-------	-------	--	--	--------

に

」

改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表に定める基準額に基づき指定管理者が定めた額（以下「指定管理者が定めた額」という。）、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあっては指定管理者が定めた額に2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあっては指定管理者が定めた額に3を乗じて得た額とする。

2 大ホール又は中ホールにおいて、マイクロホン（B）又はマイクロホンスタンドを使用する場合、それぞれ2本までは無料とする。

第2号様式中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の名古屋市民会館条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、平成18年4月1日前においても行うことができる。
- 3 平成18年4月1日において現に第2条の規定による改正前の名古屋市民会館条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている使用許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 平成18年4月1日において現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市芸術創造センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月 6 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 196 号

名古屋市芸術創造センター条例施行細則の一部を改正する規則

第1条 名古屋市芸術創造センター条例施行細則（平成 6 年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第17条を第29条とし、第16条を第28条とし、第15条の次に次の12条を加える。

（指定管理者の公募）

第16条 条例第13条第 1 項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準

- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
 - (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
 - (8) 管理業務に關し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第13条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- (指定管理者の指定の申請)
- 第17条 条例第13条第2項の規定によるセンターの指定管理者の指定の申請は、名古屋市芸術創造センター指定管理者指定申請書（第3号様式）によって行わなければならない。
- 2 条例第13条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
 - (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
 - (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
 - (4) 管理業務により得られる収入の見込額
 - (5) 管理業務に要する費用の見込額
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 3 センターの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
 - (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (指定管理者の選定)
- 第18条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、名古屋市芸術創造センター指定管理者選定委員会を開催するものとする。
- (指定等の告示)
- 第19条 条例第13条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項につ

いて行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第13条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第20条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、センターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 管理業務の具体的な内容

(2) センターの管理費用として、本市が支払う金額

(3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

(5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(6) センターの使用者の苦情解決の措置の概要

(7) 緊急時等における対応方法

(8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度4月30日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) センターの利用状況

(3) センターの管理経費等の収支状況

(4) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(名古屋市芸術創造センター指定管理者選定委員会)

第22条 センターの管理を指定管理者に行わせるに当たって、指定管理者の選定に公平性及び透明性を確保するため、名古屋市芸術創造センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第23条 選定委員会は、事業計画書の内容の審査に關することその他市長が必要と認める事項について調査審議する。

(構成)

第24条 選定委員会に会長、委員及び第26条に規定する指定管理者選定委員を置く。

- 2 会長は、市民経済局理事（文化・地域振興・人権）とする。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 委員は、会長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

(会議)

第25条 会長は、必要な都度、選定委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に参加させることができる。

(指定管理者選定委員)

第26条 法第174条第1項の規定により、指定管理者の選定について、市長に必要な助言をする指定管理者選定委員（以下「選定委員」という。）若干人を置く。

- 2 選定委員は、民間経営若しくは公の施設の管理について識見のある者又は文化活動を行う者のうちから市長が選任する。

(庶務)

第27条 選定委員会の庶務は、市民経済局文化観光部文化振興室において処理する。

第29条の次に次の1条を加える。

(委任)

第30条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第17条関係）

名古屋市芸術創造センター指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

印

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

申 請 者	フ リ ガ ナ 称				
	所 在 地	電話番号() -			
	代 表 者	フ リ ガ ナ 氏 名		職 名	
		住 所	電話番号() -		
	種 別	<input type="checkbox"/> 法人（種類） <input type="checkbox"/> 法人以外の団体			
	併せて提出する書類	1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類） 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの 4 その他（ ）			
備 考					

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第2条 名古屋市芸術創造センター条例施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく名古屋市芸術創造センター（以下「センター」という。）の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の徴収事務の委託」を削る。

第2条第1項中「センター」を「名古屋市芸術創造センター（以下「センター」という。）」に改める。

第3条第2項の表リハーサル室の項中

「

芸術文化活動のために個人又は団体がホールの使用の一環としてホールを使用しようとする日の3日前以後に使用する場合	ホールの各区分の申請期間
---	--------------

を

に

「

芸術文化活動のために個人又は団体がホールの使用の一環としてホールを使用しようとする日の3日前以後に使用する場合及び芸術文化活動のために個人又は団体がホールと一体使用する場合	ホールの各区分の申請期間
--	--------------

」

改め、同表練習室会議室の項中

「

	使用しようとする日の属する月の前3月以後
--	----------------------

を

「

芸術文化活動のために個人又は団体がホールと一体使用する場合	ホールの各区分の申請期間
その他の場合	使用しようとする日の属する月

に

改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

(附属設備の名称及び利用料金の基準額)

第5条 センターの附属設備の名称及び利用料金の基準額は、別表のとおりとする。

(使用期間)

第6条 条例第5条ただし書の特別の事由は、次に掲げるとおりとする。

(1) リハーサル室、練習室及び会議室をホールと一体使用するとき。

(2) その他市長が特別の事由があると認めたとき。

第8条から第10条までを次のように改める。

第8条 削除

(利用料金の減免)

第9条 条例第7条の規定による利用料金の減免は、申請に基づいて行うものとし、同条の規則で定める事由及び減免することができる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。 利用料金の全額

(2) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき。 その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

(3) その他市長が定める特別の事由があるとき。 市長が定める額

(利用料金の還付)

第10条 条例第8条ただし書の規則で定める事由及び還付することができる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき。 利用料金の全額

(2) 使用者が許可を受けた使用の日（2日以上にわたって引き続き使用するときは、その最初の日）の前14日までに使用の許可の取消しを申し出たとき。 利用料金の額の2分の1相当の額

(3) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき。 その都度指

定管理者が市長の承認を得て定める額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、使用許可書及び利用料金の領収書の写しを添えて、指定管理者に申請しなければならない。

第14条中「係員」を「指定管理者若しくはその管理するセンターの管理の業務に従事している者」に改める。

第28条及び第29条を削り、第30条を第28条とする。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

設備の分類	種類又は品目	単位	利 用 料 金 の 基 準 額					備 考
			ホールで使用する場合	大会議室で使用する場合	リハーサル室で使用する場合	練習室で使用する場合		
舞台	客席せり	1基	円 1,300	円	円	円	円	配置及び取りかたづけは、使用者の負担とする。
	舞台せり	1基	1,300					
	回り盆	1基	3,900					配置及び取りかたづけは、使用者の負担とする。
	指揮台	1個	260		260			指揮者用譜面台付
	譜面台	1個	130		130	130	130	配置及び取りかたづけは、使用者の負担とする。
	反響板	1式	3,900					
	所作台	1枚	200					配置及び取りかたづけは、使用者の負担とする。
	平台	1枚	130		130			
	バレエマット	1枚	130					
	金びょうぶ	1双	1,300					
備	銀びょうぶ	1双	1,300					
	松羽目	1式	3,900					
	竹羽目	1式	3,900					
	紗幕	1枚	2,000					
	毛せん	1枚	400					
	上敷	1枚	400		400	400	400	
	地がすり	1式	2,000					
	座ぶとん	1枚	130		130	130	130	
	グランドピアノ(A)	1台	10,400					調律は、使用者の負担とする。
	グランドピアノ(B)	1台	6,500					
器	グランドピアノ(C)	1台			3,900			
	たて型ピアノ	1台	1,300		1,300	1,300	1,300	

	チエンバロ	1台	10,400				
	大太鼓	1個	1,300				
音響設備	マイクロホン(A)	1本	900				
	マイクロホン(B)	1本	600				
	ワイヤレスマイクロホン	1チャンネル	2,000				
	録音再生装置	1台	1,300	1,300	1,300	1,300	
	ステージスピーカー	1台	650				
	マイクロホンスタンド	1本	300				
	マイクロホン昇降装置	1基	800				
	マイクロホン吊装置	1基	1,300				
	副調整卓	1基	1,700				
照明	Aセット	1式	16,900				第1、第2ボーダーライト 1式 フットライト 1式 ホリゾントライト 1式 第1、第2シーリングスポットライト 1式 第1、第2フロントスポットライト 1式 サスペンションスポットライト (第1から第6までのうち3列のみ) 1式 タワースポットライト 1式 照明技術者は、使用者の負担とする。
	照明セット	Bセット	1式	10,400			第1、第2ボーダーライト 1式 フットライト 1式 ホリゾントライト 1式 シーリングスポットライト (第1、第2のうち1列のみ) 1式 フロントスポットライト (第1、第2のうち1組のみ) 1式 サスペンションスポットライト (第1から第6までのうち2列のみ) 1式 照明技術者は、使用者の負担とする。
							第1、第2ボーダーライト (白色のみ) 1式

設	Cセ ット	1式	2,600			フットライト（白色のみ）	1式	
						ホリゾントライト（1列1色のみ）	1式	
備	シーリングスポットライト（第1、第2のうち1列白色のみ）					シーリングスポットライト（第1、第2のうち1組のみ。ただし、ハロゲンスポットライトを除く。）	1式	
	ピンスポットライト	1台	2,000					
	スポットライト（1.5キロワット）	1台	750					
	スポットライト（1キロワット）	1台	500					
	スポットライト（500ワット）	1台	250		250			
	ストリップライト（大）	1台	400					
	ストリップライト（中）	1台	250					
	ストリップライト（小）	1台	130					
	フットスポットライト	1台	250					
	エフェクトマシン	1台	1,000					
譜面灯		1個	120					
映写設備	スクリーン	1式	2,000					
	35ミリ映写機	1式	7,800			スクリーン付 映写技術者は、使用者の負担とする。		
	16ミリ映写機	1式		3,900				
	幻灯機	1式	1,000	1,000				
備考								
1 この表に掲げるもののほか、8ミリ映写機（スクリーン付）1式又はビデオテープレコーダー（モニターテレビ付）1式は、ホール、リハーサル室、練習室、大会議室、中会議室又は小会議室で使用することができ、この場合の利用料金の基準額は、1,300円とする。								
2 利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表に定める基準額に基づき指定管理者が定めた額（以下「指定管理者が定めた額」という。）、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあっては指定管理者が定めた額に2を乗じて得た額、1日の区分にあっては指定管理者が定めた額に3を乗じて得た額とする。								
3 ホールにおいて、マイクロホン（B）又はマイクロホンスタンドを使用する場合、それぞれ2本までは無料とする。								

第2号様式中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の名古屋市芸術創造センタ一条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、平成18年4月1日前においても行うことができる。
- 3 平成18年4月1日において現に第2条の規定による改正前の名古屋市芸術創造センタ一条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている使用許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 平成18年4月1日において現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市民ギャラリー条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月 6 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 197 号

名古屋市民ギャラリー条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市民ギャラリー条例施行細則（平成 6 年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項の規定に基づく名古屋市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の使用料の徴収事務の委託」を削る。

第 2 条第 1 項中「ギャラリー」を「名古屋市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）」に改める。

第 8 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 次に掲げる手帳の交付を受けている者が乗車している自動車（普通自動車に限る。）を駐車場に駐車させる場合であって、当該手帳を係員に提示したとき。 駐車場の使用料の全額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条に規定する身体障害者手帳

- イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳
 - ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
 - オ 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）
- 第27条及び第28条を削り、第29条を第27条とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

名古屋市音楽プラザ条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月 6 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 198 号

名古屋市音楽プラザ条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市音楽プラザ条例施行細則（平成 8 年名古屋市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項の規定に基づく名古屋市音楽プラザ（以下「プラザ」という。）の使用料の徴収事務の委託」を削る。

第 2 条第 1 項中「プラザ」を「名古屋市音楽プラザ（以下「プラザ」という。）」に改める。

第 9 条中「規定による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとし、」を「規定により使用料を」に改め、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 次に掲げる手帳の交付を受けている者が乗車している自動車（普通自動車に限る。）を駐車場に駐車させる場合であって、当該手帳を係員に提示したとき。 駐車場の使用料の全額

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳
 - イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳
 - ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
 - オ 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）
- 第9条に次の1項を加える。
- 2 前項第1号及び第3号の規定による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとする。
- 第28条及び第29条を削り、第30条を第28条とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

名古屋農業振興地域整備計画の変更案について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しますので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次のとおり縦覧に供します。

なお、名古屋市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、平成18年1月4日までに市に意見書を提出することができます。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日公告します。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成18年1月4日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成17年12月5日

名古屋市長 松原武久

1 農業振興地域整備計画変更案概要

(1) 農用地利用計画のうち農用地区域から除外する農地

区	町	大字	字	地番
中川区	富永四丁目			240
中川区	富永四丁目			241-2
港区	新茶屋一丁目			1728
港区	新茶屋五丁目			2806

(2) 農用地利用計画のうち農用地区域へ編入する土地

該当なし

2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間

平成17年12月6日から平成18年1月4日まで

3 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市緑政土木局農政課

(名古屋市役所西庁舎5階)

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第650号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、みどりヶ丘東地域建築協定区域隣接地の区域内の次表左欄の土地は、同表右欄の日から新たに同建築協定の協定区域となりましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成17年12月5日

名古屋市長 松原武久

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝三丁目96番	平成17年10月8日
名古屋市緑区ほら貝三丁目105番	平成17年10月8日
名古屋市緑区ほら貝三丁目118番	平成17年10月8日
名古屋市緑区ほら貝三丁目159番	平成17年10月8日
名古屋市緑区ほら貝三丁目174番	平成17年10月8日
名古屋市緑区ほら貝三丁目177番	平成17年10月8日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 651 号

市税の電子申告

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）第3条の3の規定により、次に掲げる者を指定します。

平成17年12月 5 日

名古屋市長 松 原 武 久

所在地 東京都千代田区平河町二丁目 4 番 5 号平河町Kビル2階
名 称 地方税電子化協議会
会 長 石 井 正 弘

名古屋市財政局主税部主税課

名古屋市告示第 652号

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、一般の縦覧に供します。

平成17年12月 6日

名古屋市長 松 原 武 久

1 都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域。ただし、市街化調整区域を除く。

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

4 縦覧日時

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日以外の日の午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 653号

介護保険指定特別給付事業者の指定

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）第 6条の 4第 1項の規定により、介護保険指定特別給付事業者として、次のとおり指定しました。

平成17年12月 7日

名古屋市長 松 原 武 久

氏 名	住 所	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 T U T T I	名古屋市名東区藤森西町 301番地の1	知的障害者通所授産施設 T U T I	名古屋市名東区藤森西町 301番地の1	平成17年12月 1日
竹岡明夫	名古屋市昭和区広路町字石坂 5番地の 4	ニコニコキッチン天白店	名古屋市天白区中平五丁目 614番地	平成17年12月 1日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市選挙管理委員会告示第 47 号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

平成 17 年 12 月 5 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 小寺洋夫

1 地方自治法第 74 条第 1 項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第 75 条第 1 項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項（合併協議会設置の請求）に規定する数

35,031 人

2 地方自治法第 76 条第 1 項（市の議会の解散の請求）、同法第 81 条第 1 項（市長の解職の請求）及び同法第 86 条第 1 項（市の助役、収入役、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項（市の教育委員会の委員の解職の請求）に規定する数

358,586 人

3 地方自治法第 80 条第 1 項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第 86 条第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区名	規定する数	区名	規定する数
千種区	40,250 人	熱田区	17,355 人
東区	18,399 人	中川区	56,509 人
北区	44,996 人	港区	39,412 人
西区	38,441 人	南区	38,898 人
中村区	36,680 人	守山区	42,317 人
中区	18,664 人	緑区	56,316 人
昭和区	27,124 人	名東区	40,024 人
瑞穂区	28,752 人	天白区	39,706 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 4 条の 2 第 15 項に規定する数

291,919 人

名古屋市交通局管理規程第41号

カード乗車券取扱規程（平成10年名古屋市交通局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

平成17年12月7日

名古屋市交通局長 吉井信雄

別表第1名古屋鉄道株式会社の項範囲の欄中

「名古屋本線 豊橋～名鉄岐阜（ただし小田渕駅、御油駅、名電赤坂駅、名電長沢駅、名電山中駅、藤川駅、男川駅、木曽川堤駅、岐南駅、茶所を駅及び加納駅においては使用できない。）」

「名古屋本線 豊橋～名鉄岐阜（ただし、木曽川堤駅においては使用できない。）」に

豊川線 国府～豊川稲荷（ただし、諏訪町駅においては使用できない。）」改める。

附 則

この規程は、平成17年12月14日から施行する。

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年12月6日

名古屋市長 松原武久

1 対象区域

名古屋市南区呼続五丁目601番1、601番2、601番3、601番4、601番5、601番6、601番7、601番8、601番9、601番10、601番11、601番12、601番13、601番14、601番15、601番16、601番17、601番18、601番19、601番20、612番及び1619番

2 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日

第1号

昭和33年2月4日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

平成17年12月 8日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フィールトマト
名古屋市熱田区六野一丁目 2番19号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
2,807平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
平成17年10月 3日
- 5 廃止する理由
店舗閉鎖のため

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成17年12月 9日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

レクサス星が丘
名古屋市千種区星が丘元町15番 7号

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
ネッツトヨタ東名古屋(株)	代表取締役 山口 春三	名古屋市中区葵一丁目27番29号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
ネッツトヨタ東名古屋(株)	代表取締役 山口 春三	名古屋市中区葵一丁目27番29号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年 8月 2日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,129平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

46台

(2) 駐輪場の収容台数

14台

(3) 荷さばき施設の面積

139平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

53.46立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前 9時30分	午後 8時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9時00分から午後 8時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 8時00分から午後 7時00分まで

7 届出の日

平成17年12月 1日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

千種区役所情報コーナー及び名東区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成17年12月 9日から平成18年 4月10日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、12月29日、同月30日及び 1月 3日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

平成18年 4月10日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により、次の者を平成17年12月9日懲戒処分した。

平成17年12月9日

名古屋市交通局長 吉井信雄

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
交通局運輸主事	戒告	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号